

# 薬剤師の確保・育成について

# 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会（とりまとめ（今後の検討課題））

令和3年6月30日公表

## 薬剤師の養成・教育

- 養成（入学定員）
  - ・ 将来的に薬剤師が過剰になると予想される状況下では、入学定員数の抑制も含め教育の質の向上に資する、適正な定員規模のあり方や仕組みなどを早急に検討し、対応策を実行すべき。
- 薬学教育（カリキュラム、教員、卒業までの対応）
  - ・ カリキュラムをさらに充実すべき。（臨床に関する内容、在宅医療への対応のための介護分野の内容、OTCの対応や健康サポート機能への取組により地域住民の健康増進を進めるための内容、感染症や治療薬・ワクチンに係る内容、コミュニケーション能力に係る内容）
  - ・ 研究能力を持つ薬剤師の育成も重要であり、国家試験対策中心の学習に偏重することなく、6年間を通じた研究のカリキュラムを維持すべき。
  - ・ カリキュラムを踏まえた教育に対応できる教員の養成と質の向上が重要である。最新の臨床現場の理解と研究能力を有することが必要である。
  - ・ 入学者の課題や修学状況等の改善に向けた取組を行うべき。（修学状況（進級率、標準修業年限内での国家試験合格率など）等の情報の適切な公表、薬学教育評価機構による第三者評価結果の効果的な活用、評価結果のわかりやすい公表等）

➡ 「薬学人材養成の在り方に関する検討会」（文部科学省）において検討

## 薬剤師の確保

- ・ 将来的に薬剤師が過剰になると予想される一方で、薬剤師の従事先には業態の偏在や地域偏在がある。
  - ・ 薬剤師の確保を含め、偏在を解消するための方策を検討することが重要であり、地域の実情に応じた効果的な取組を検討すべき。
- ➡ 予算事業（令和3年度(及び令和4年度(予定))）及び厚生労働行政推進調査事業費補助金（令和3～4年度）において地域偏在等に対応するための効果的な方策等を調査・検討、地域医療介護総合確保基金の対象事業の取扱いの整理

## 薬剤師の業務・資質向上

- 薬剤師の業務（調剤業務）
  - ・ 現状を維持した業務では医薬分業の意義が十分に発揮できない。また、国民が薬剤師の存在意義を実感できる薬剤師業務の変化が求められる。
  - ・ 対人業務の充実と対物業務の効率化のためには、薬剤師しかできない業務に取り組むべきであり、それ以外の業務は機器の導入や薬剤師以外の者による対応等を更に進めるため、医療安全の確保を前提に見直しを検討することが必要である。

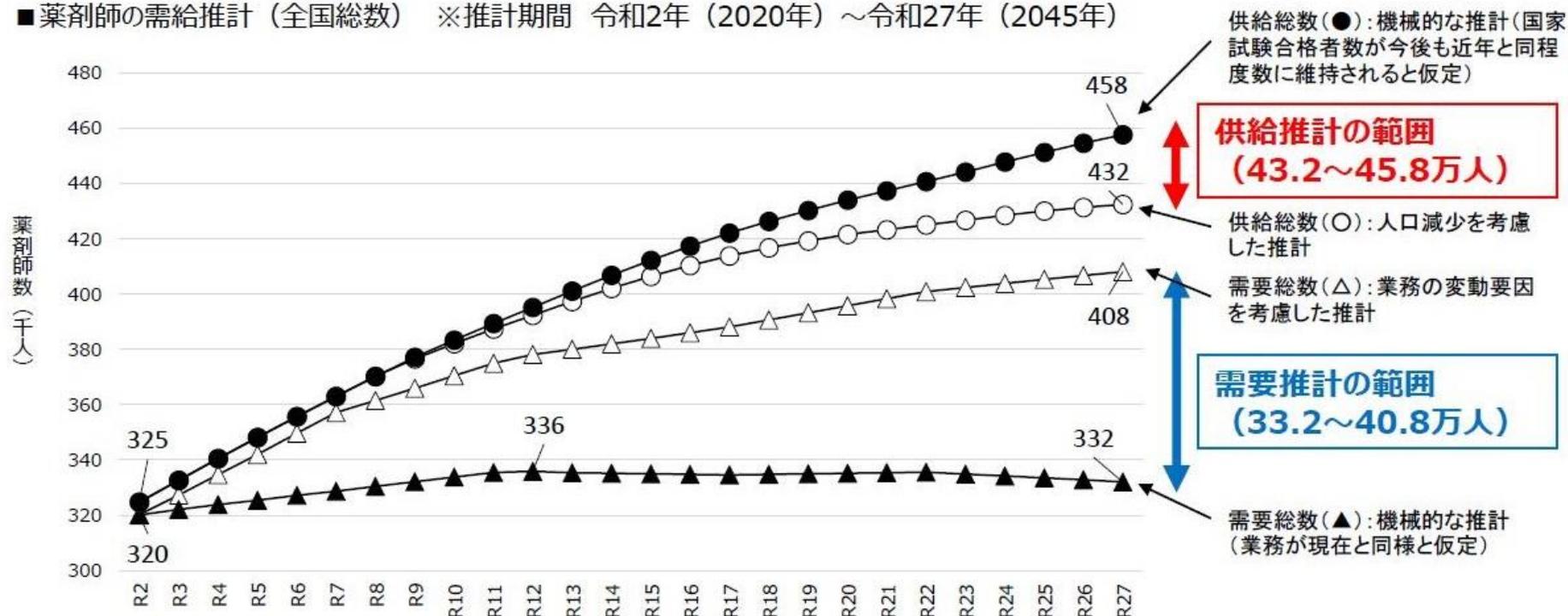
➡ 医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化・高度化を進める方策について、本検討会で引き続き検討
- 薬剤師の資質向上（卒後研修）
  - ・ 臨床実践能力の担保のためには、薬学教育での実習・学習に加えて、免許取得直後の臨床での研修が重要であり、卒前（実務実習）・卒後で一貫した検討が必要である。研修制度の実現に向けて、卒前の実務実習との関係性を含め、研修プログラムや実施体制等について検討すべき。

➡ 厚生労働行政推進調査事業費補助金（令和1～3年度）及び予算事業（令和3年度(及び令和4年度(予定))）において研修プログラムや実施体制等について検討

# (参考) 薬剤師の需給推計

- 薬剤師の総数としては、概ね今後10年間は、需要と供給は同程度で推移するが、将来的には、需要が業務充実により増加すると仮定したとしても、供給が需要を上回り、薬剤師が過剰になる。薬剤師業務の充実と資質向上に向けた取組が行われない場合は需要が減少し、供給との差が一層広がることになると考えられる。
- 本需給推計は、変動要因の推移をもとに仮定条件において推計したものであり、現時点では地域偏在等により、特に病院を中心として薬剤師が充足しておらず、不足感が生じている。
- 今後も継続的に需給推計を行い、地域偏在等への課題への対応も含めた検討に活用すべき。

■ 薬剤師の需給推計 (全国総数) ※推計期間 令和2年 (2020年) ~令和27年 (2045年)



## <供給推計>

- ・ 機械的な推計(●): 現在の薬剤師数の将来推計、及び今後新たに薬剤師となる人数の推計(国家試験合格者数が今後も近年と同程度に維持されると仮定)をもとに供給総数を推定(推定年における年齢別死亡率も考慮)
- ・ 人口減少を考慮した推計(○): 今後の大学進学予定者数の減少予測を踏まえ、国家試験合格者が同程度の割合で減少すると仮定して供給総数を推計

## <需要推計>

- ・ 機械的な推計(▲): 薬局業務(処方箋あたりの業務量)、医療機関業務(病床/外来患者の院内処方あたり業務量)及びその他の施設に従事する薬剤師の業務が、現在と同程度で推移する前提で推計
- ・ 変動要因を考慮した推計(△): 薬局業務と医療機関業務が充実すると仮定した場合の推計

# 長野県内の薬剤師数

(単位：人、%)

| 年次     | 総数    | 薬局    | 病院・診療所 | その他  |     |       |       |     |       |       |      |
|--------|-------|-------|--------|------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|------|
|        |       |       |        | 介護施設 | 大学  | 医薬品製造 | 医薬品販売 | 行政  | その他従事 | 無職・不詳 | その他計 |
| H24    | 4,125 | 2,386 | 945    | -    | 16  | 281   | 175   | 70  | 72    | 180   | 794  |
| H26    | 4,256 | 2,537 | 947    | -    | 10  | 280   | 161   | 74  | 79    | 168   | 772  |
| H28    | 4,393 | 2,666 | 989    | -    | 10  | 277   | 147   | 76  | 64    | 164   | 738  |
| H30    | 4,493 | 2,770 | 1,002  | 11   | 12  | 260   | 148   | 70  | 50    | 170   | 721  |
| R2     | 4,603 | 2,852 | 1,022  | 11   | 6   | 240   | 145   | 80  | 60    | 187   | 729  |
| R2構成比  | 100.0 | 62.0  | 22.2   | 0.2  | 0.1 | 5.2   | 3.2   | 1.7 | 1.3   | 4.1   | 16.0 |
| R2-H30 | 110   | 82    | 20     | 11   | △6  | △20   | △3    | 10  | 10    | 17    | △9   |

(出典：医師、歯科医師、薬剤師統計)

## 人口10万人当たりの薬剤師数（令和2年度）

（単位：人）

|     | 総数     | 総数     |        |        | H30からの増減<br>(総数) |
|-----|--------|--------|--------|--------|------------------|
|     |        | 薬局     | 病院・診療所 | その他    |                  |
| 長野県 | 224.8  | 139.3  | 49.9   | 35.6   | 7.0              |
| 全国  | 255.2  | 149.8  | 48.8   | 56.6   | 9.0              |
| 比較  | △ 30.4 | △ 10.5 | 1.1    | △ 21.0 | -                |

（出典：医師、歯科医師、薬剤師統計）

# 医療圏別薬剤師数（令和2年度）

（単位：人）

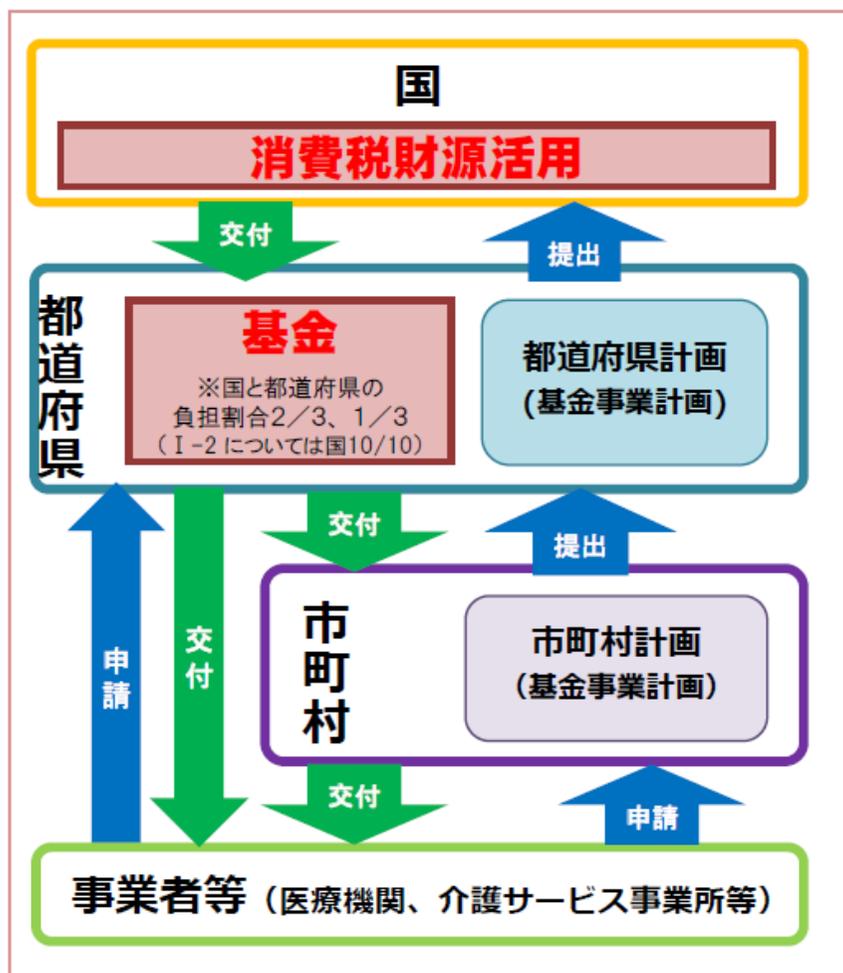
|     | 薬剤師数  |       |      |     | 10万人当たり薬剤師数 |       |      |      | H30からの増減 |           |
|-----|-------|-------|------|-----|-------------|-------|------|------|----------|-----------|
|     | 総数    | 薬局    | 病院   | その他 | 総数          | 薬局    | 病院   | その他  | 総数       | 人口10万人当たり |
| 佐久  | 436   | 304   | 110  | 22  | 213.9       | 149.1 | 54.0 | 10.8 | 18       | 11.9      |
| 上小  | 456   | 322   | 85   | 49  | 235.4       | 166.2 | 43.9 | 25.3 | 10       | 6.5       |
| 諏訪  | 412   | 239   | 118  | 55  | 212.9       | 123.5 | 61.0 | 28.4 | 22       | 12.9      |
| 上伊那 | 350   | 209   | 79   | 62  | 194.8       | 116.3 | 44.0 | 34.5 | 8        | 6.6       |
| 飯伊  | 286   | 182   | 70   | 34  | 184.3       | 117.3 | 45.1 | 21.9 | 3        | 4.7       |
| 木曾  | 46    | 20    | 12   | 14  | 181.1       | 78.7  | 47.2 | 55.1 | 1        | 12.1      |
| 松本  | 1,206 | 644   | 260  | 302 | 284.9       | 152.1 | 61.4 | 71.3 | 40       | 10.1      |
| 大北  | 102   | 67    | 23   | 12  | 181.7       | 119.4 | 41.0 | 21.4 | 6        | 14.9      |
| 長野  | 1,154 | 755   | 227  | 172 | 216.8       | 141.8 | 42.6 | 32.3 | △ 5      | △ 0.0     |
| 北信  | 155   | 110   | 38   | 7   | 188.1       | 133.5 | 46.1 | 8.5  | 7        | 12.5      |
| 県計  | 4,603 | 2,852 | 1022 | 729 | 224.8       | 139.3 | 49.9 | 35.6 | 110      | 7.0       |

（出典：医師、歯科医師、薬剤師統計）

# 地域医療介護総合確保基金（概要）

令和3年度予算額：公費で2,003億円  
(医療分 1,179億円、介護分 824億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



## 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項  
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施  
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業**
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

# 地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

## 事業区分Ⅳ

標準事業例「48 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援」

地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。

事業区分Ⅳに関連する基金の対象して差し支えない経費として以下を明示

薬剤師修学資金貸与事業を行うために必要な経費（都道府県が認めた薬剤師が不足する地域に所在する医療機関等を勤務地として、一定期間の勤務を修学資金返済義務免除要件としているものに限る）

（「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（令和3年2月19日付医政地発0219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

地域における病院薬剤師の安定的な確保を目的として、都道府県が指定する病院（薬剤師の偏在状況や充足状況等を踏まえ薬剤師が不足とされている地域・医療機関に限る）へ期間を定めて薬剤師派遣を行うための経費

（「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（令和3年9月28日付医政地発0928第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

「地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて」において、具体的な要件及び基本的な考え方を周知。

（令和3年12月24日付厚生労働省医政局地域医療計画課、同省医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡）

# 地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて (令和3年12月24日付け事務連絡)

## 返済義務要件免除返済①

県が選定した就業先に、原則、貸与期間の1.5倍以上の期間就業すること

就業先

○都道府県が選定する。

- ・ 地域による偏在状況
- ・ 医療機関における充足状況等

○異なる機能を有する医療機関等を複数経験することが望ましい。

○少なくとも1箇所は医療機関。

○薬局の場合は、営利性を持たない開設者に限る。

# 地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて (令和3年12月24日付け事務連絡)

## 返済義務要件免除返済②

### 県の策定したプログラムを満了すること

#### プログラムの内容

##### ○考え方

- ・ 都道府県が認めた薬剤師が不足する地域・医療機関等における薬剤師確保となるもの
  - ・ 薬剤師の能力の開発・向上が図れるもの
  - ・ (対象となる) 薬剤師の希望に対応するよう努めたもの
- 例：派遣期間でも認定・専門薬剤師取得に必要な経験を得ることが可能。  
大学病院等に勤務する期間を設定し、卒後臨床研修を受けることが可能。

##### ○要件

- ・ 義務年限期間は、都道府県が選定した医療機関等に関し就業可能。
- ・ 義務年限の半分以上の期間は、県が特に薬剤師が不足する地域・医療機関として指定する医療機関に就業する。
- ・ 調剤業務以外の業務も幅広く経験することが望ましい。

# 地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業に関するアンケートについて（令和4年6月 岩手県実施）

|     | 問1 地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の実施について |        |       | 問2 都道府県独自に薬剤師修学資金貸与や奨学金返還助成を目的とした事業の実施の有無 |      | 問3 その他・特記事項  |
|-----|--|--------|-------|---|------|--|
|     | 実施している                                 | 実施予定なし | 実施検討中 | 実施あり                                      | 実施なし |  |
| 全国  | 1                                      | 35     | 11    | 3   | 44   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○過去に実施を検討したが、財源の都合から見送った。</li> <li>○H29から財政当局に予算要求しているが、薬剤師の不足が明確でないことなどから、理解が得られていない。</li> <li>○実現可能か、情報を収集している。</li> <li>●県外の薬学部6年生等を対象にUIJターン就職を支援するため、奨学金返還助成制度がある。</li> <li>●県独自の事業実施（予算は県単、寄付金、財産収入、返還金）。</li> <li>●薬剤師会が実施する奨学金を補助している。（募集やセミナー等に係る事業費に基金を充てている。奨学金は県費で負担。）</li> </ul> |
| 長野県 |  |        | ○     |   | ○    |  |

# 令和4年度 薬剤師の確保・育成に向けた主な事業

長野県健康福祉部薬事管理課

| 事業区分           | 事業名                   | 予算額（千円）        |                |
|----------------|-----------------------|----------------|----------------|
|                |                       | 令和4年度          | 令和3年度          |
| 医薬品適正使用・環境整備事業 | ○ 長野県地方薬事審議会          | 317<br>(証紙収入)  | 300<br>(証紙収入)  |
| 地域医療介護総合確保基金事業 | ▲ 薬剤師を活用した在宅医療推進研修等事業 | 800<br>(基金繰入金) | 813<br>(基金繰入金) |
|                | ◆ 薬剤師復職・就業支援事業        | 1,734          | 1,855          |

※ 国のモデル事業終了に伴い長野県薬剤師会を主体とした施策展開にシフト

## 【課題】

- ① 県内の薬局に勤務する薬剤師は、人口10万人当たり139.3人で全国平均（同149.8人）を下回る。
- ② 在宅医療への参画、「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進等により、今後、さらなる薬剤師の確保が必要となる。（薬局機能を充実させるためには、全県でさらに約1,000人の薬局薬剤師が必要（令和元年度調査結果））
- ③ 県内に薬学部がない長野県では県外就職者が多く、また資格保有者の約6割が女性で、結婚・出産による未就業状態等もあり、病院や薬局では以前から不足感が強い。

# 令和4年度 薬剤師の確保・育成に向けた主な事業

## 【施策展開】

(●：長野県薬剤師会が主体)

| ターゲット | 若年層  | U・Iターン／現任 | 未就業（潜在有資格者）     |
|-------|--|-----------|-----------------|
| 現状把握  | ●医療機関と薬局の連携をめぐる課題（入退院時における患者の服薬状況等の情報連携など）等の解決策の検討 |           | ◆未就業理由等の現状把握・分析 |

長野県薬剤師会等と共同で効果的に展開

|         |  |   |  |
|---------|--|---|--|
| 関係機関連携  | ○●関係団体等と協働した薬剤師確保に向けた今後の方策の検討  |   | ○◆復職支援方策等の検討   |
| 啓発／情報発信 | ●中高生を対象とした薬剤師セミナーの実施（「薬剤師職能PRチラシ」の作成・配布、「薬学への招待」専用ホームページの作成）         |   | ◆新聞・HP等での研修会、就職説明会の広報  |
| マッチング   | ◆薬学生、U・Iターン希望者、県外在住未就業薬剤師をターゲットにした就職・復職説明会（WEB）                      |   |  |
| スキルアップ  | ●中高生を対象とした薬剤師セミナーの実施（「薬剤師職能PRチラシ」の作成・配布、「薬学への招待」専用ホームページの作成）<br>【再掲】 | ▲訪問薬剤管理指導推進のための知識・技能習得研修（テーマ：特定保険医療材料）<br>●かかりつけ薬局づくりに向けた各薬局の機能強化 | ◆復職に向けた座学研修（2回）・実習（病院・薬局）の開催<br>◆未就業・復職間もない薬剤師向けの受講しやすい研修機会の確保（eラーニングシステム） |

薬剤師の確保・育成を推進

## 在宅医療提供体制と地域包括ケアシステムの充実